

平成19年11月13日

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目2番2号

株式会社アイディーユー

代表取締役社長 池 添 吉 則

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成19年11月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

2頁から3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面上の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年11月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
グランキューブ大阪（大阪国際会議場）12階 特別会議場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 目的事項
報告事項
1. 第8期（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第8期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（その1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（その2）
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為への対応策導入の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する場合は、修正後の事項を当社のウェブサイト（<http://www.idu.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成19年11月27日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、ご希望の株主様はパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。
(なお、携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。)

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

6. 議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成18年9月1日)
(至 平成19年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の上昇や米国経済の減速などの懸念材料はあったものの企業収益の拡大による設備投資の増加や雇用情勢の改善に伴い個人消費も底堅く推移しており、国内景気については、引き続き緩やかな拡大が続きました。

また当社グループの属する不動産業界におきましては、緩やかな地価の上昇および取引の透明性の高まりにより、不動産投資市場への国内外からの資金流入が続き、不動産取引が活性化しております。

このような状況下におきまして当社グループでは、「インターネット上で不動産取引が完結できるマーケットを創出」、「現在の日本の不動産流通システムを効率的かつ合理的にする社会インフラを目指す」、「出展総額1兆円」という目標を達成するため、「MOTHER'S AUCTION」を出展物件の属性に応じてオープン、クローズド、プレミアムの3市場に拡充、また加盟店向けのインターネット支店「マザーズボード」の新設、加盟店以外の宅建事業者にも入札に参加できるよう「入札代理制度」を新設するなど利便性の向上を図ってまいりました。これらの結果、出展総額168,133百万円、落札総額53,695百万円となり、加盟店舗数につきましては、当社が運営する「MOTHER'S AUCTION」が、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会より「全宅連公認不動産インターネットオークション」として第1号の公認を受けたこともあり、今期の目標でありました1,600店舗を上回る1,627店舗へと拡充いたしました。

一方、戦略投資コンサル事業におきましては、ディベロップメントやコンサルティング、オペレーションなどを通じて、その不動産自体のポテンシャルを最大限に引き出すバリューアップを実践し、付加価値を高めた物件を「MOTHER'S AUCTION」へも出展、良質で魅力的な物件を供給してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高53,404百万円（前年同期比119.5%増）、営業利益5,459百万円（前年同期比16.2%

増)、経常利益4,158百万円(前年同期比33.4%増)、当期純利益2,301百万円(前年同期比32.6%増)となり増収増益を達成いたしました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(オークション・仲介事業)

オークション・仲介事業につきましては「MOTHER'S AUCTION」加盟店増加に伴う加盟金および月額会費の増加、プレミアムオークションでのシステム利用料および所有不動産の売却による売上も順調でありました。その結果、売上高は15,111百万円(前年同期比36.2%増)、営業利益は1,286百万円(前年同期は営業損失768百万円)となりました。

(戦略投資コンサル事業)

戦略投資コンサル事業につきましては、大型開発物件の流動化、当社および当社グループ会社保有の不動産の売却を行ってまいりました。その結果、売上高は38,833百万円(前年同期比193.5%増)、営業利益5,165百万円(前年同期比18.5%減)となりました。

(単位：百万円)

	オークション・仲介事業	戦略投資コンサル事業	計	消去または 全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	14,910	38,494	53,404	—	53,404
(2) 部門(事業)間の 内部売上高 または振替高	200	339	539	△539	—
計	15,111	38,833	53,944	△539	53,404
営業費用	13,824	33,668	47,492	452	47,945
営業利益	1,286	5,165	6,452	△992	5,459

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,038百万円であります。その内訳は有形固定資産2,535百万円、無形固定資産503百万円であり、主なもの長期保有目的の収益物件取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額11,350百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高の総額は7,280百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 5 期 (平成16年8月期)	第 6 期 (平成17年8月期)	第 7 期 (平成18年8月期)	第 8 期 (平成19年8月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	9,939	6,918	24,324	53,404
経 常 利 益 (百万円)	540	1,149	3,117	4,158
当 期 純 利 益 (百万円)	315	645	1,734	2,301
1株当たり当期純利益(円)	2,198.61	3,662.99	8,080.79	9,327.84
純 資 産 (百万円)	2,450	8,394	30,334	33,205
総 資 産 (百万円)	4,793	17,669	92,562	72,101
1株当たり純資産額 (円)	15,209.18	43,923.78	122,066.72	130,001.87

(注) 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイディーユープラス	28,000千円	100%	不動産の賃貸、管理
株式会社マザーズオークション	100,000千円	100%	不動産オークションに関する管理・運営

(注) 株式会社アイディーユービービーは、平成19年1月1日付で株式会社アイディーユープラスに商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、「MOTHER'S AUCTION」への出展総額1兆円を達成するために、以下の4つの戦略を遂行してまいります。

- 1) オークションを利用する参加者の獲得
- 2) 安定的な物件量の確保と良質な物件の供給
- 3) 良質なサービスの提供
- 4) 組織力の強化

1) オークションを利用する参加者の獲得

当社がこれまで開発を行ってきた不動産インターネットオークションは、既存の不動産事業者にとっても有効で魅力的な流通手法（コンピュータの利用による情報の提供）であることから、「MOTHER'S AUCTION」の優位性は今後幅広く認知されていくと思われまます。さらに不動産インターネットオークション市場そのものが、黎明期から本格普及期に移行し、様々な業種からの新規参加が相次いでおり、各自治体による不動産インターネット公売の活用も拡大しております。当社は上記のような環境のもと、条件の成熟すなわち好機を逃さず「MOTHER'S AUCTION」を全国の不動産事業者に対して開放し、積極的にオークションを利用する参加者の獲得を図ってまいります。不動産事業者への「MOTHER'S AUCTION」の開放によって競合各社に先行し、市場成長期における圧倒的な競争優位を実現することを目的に、全国の不動産事業者に「MOTHER'S AUCTION」の利用を普及していくために設立した「株式会社マザーズオークション」において、全国の不動産事業者に対して「MOTHER'S AUCTION」の効率的な利用法をコンサルティングすることで、加盟店の獲得・維持を図ります。

2) 安定的な物件量の確保と良質な物件の供給

当社はこれまで以上に安定的に物件量を確保し、良質な物件を供給していくことで「MOTHER'S AUCTION」への参加者を拡大し、不動産インターネットオークションにおける高いブランド力を構築してまいります。そのために当社および当社グループが確保した不動産の価値を最大化して「MOTHER'S AUCTION」へ供給してまいります。さらにディベロッパー、金融機関、サービサー、税理士、会計士事務所ネットワーク等のアライアンス構築を推進することによる「MOTHER'S AUCTION」への物件供給の促進も図ってまいります。

3) 良質なサービスの提供

当社は不動産取引の信用を確保するために、デューディリジェンス、エスクローという2つのサービスの一層の良質化を図ります。不動産取引の入口におけるデューディリジェンスサービス強化のために設立した「株式会社マザーズDD」において信頼性の高いデューディリジェンス（対象不動産の調査・評価）を提供いたします。また、不動産取引の出口における売買合意から契約・決済・登記完了までを安全確実に完了させるために、全国で有数の専門家ネットワークを持つ「株式会社マザーズエスクロー」において、全国で均一かつ良質なエスクローサービスを提供いたします。

4) 組織力の強化

当社は従業員および組織が有するポテンシャルを最大限に引き出すために従来組織を見直し、営業機能の集約、収益責任の明確化を図ることにより、目的にそった組織改編と人事制度の改定を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年8月31日現在）

区 分	内 容
オークション・仲介事業	・オークション形式による不動産取引および一般仲介による媒介
戦略投資コンサル事業	・不動産コンサルティング業務、開発型SPCを利用した再開発業務、自己勘定による不動産および不動産関連資産への投資等

(6) 主要な事業所（平成19年8月31日現在）

当社本社 : 大阪市北区梅田二丁目2番2号
東京事務所 : 東京都（千代田区）
株式会社アイディーユープラス
本社 : 大阪市（北区）
株式会社マザーズオークション
本社 : 東京都（千代田区）

(7) 使用人の状況 (平成19年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
196名	82名増

- (注) 1. 使用人数には使用人兼務役員を含んでおりません。
2. 上記の使用人のほかに派遣社員およびアルバイトが56名おります。
3. 使用人数が当連結会計年度において、82名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う期中採用および連結対象子会社の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名	2名減	35.9歳	1.8年

- (注) 1. 使用人数には出向者を含んでおりません。
2. 使用人数には使用人兼務役員を含んでおりません。
3. 上記の使用人のほかに派遣社員およびアルバイトが18名おります。

(8) 主要な借入先 (平成19年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,380百万円
株式会社関西アーバン銀行	3,970百万円
シンジケートローン (注1)	2,520百万円
住友信託銀行株式会社	1,811百万円
株式会社近畿大阪銀行	1,744百万円
シンジケートローン (注2)	1,550百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200百万円
日本政策投資銀行	1,090百万円
株式会社静岡銀行	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	904百万円

- (注) 1. ㈱あおぞら銀行他金融機関15社からの協調融資によるものであります。
2. ㈱三菱東京UFJ銀行他金融機関5社からの協調融資によるものであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 540,000株
- ② 発行済株式の総数 247,723.0株（前期比1,689.9株増）
 （注） 当期中の増減
 1）ストックオプションの権利行使により1,690.0株増加いたしました。
 2）消却により0.1株減少いたしました。
- ③ 株主数 26,995名（前期末比 1,540名減少）
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（平成19年8月31日現在）

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

取締役会決議の日	平成15年12月8日	平成17年1月18日	平成17年11月30日
新株予約権の数	12,170個	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,170株	5,000株	5,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 20,000円	1株につき 198,000円	1株につき 520,000円

② 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

取締役会決議の日（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
平成15年12月8日（20,000円）	平成25年11月26日	3,000個	1名
平成17年1月18日（198,000円）	平成23年11月26日	2,160個	4名
平成17年11月30日（520,000円）	平成24年11月25日	890個	3名

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成19年8月31日現在）

当会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	池添吉則	
常務取締役	山本高広	オークション事業本部長
取締役	岩真司	管理本部長
取締役	田端知明	オークション事業本部副本部長 株式会社アイディーユープラス代表取締役
監査役（常勤）	梶江靖史	
監査役	津田尚廣	弁護士
監査役	相場中行	弁護士

- (注) 1. 監査役津田尚廣氏および相場中行氏は、社外監査役であります。
2. 平成18年11月28日開催の第7期定時株主総会において、補欠監査役に選任された梶江靖史氏は、法令に定める監査役の員数を欠いたため、平成19年7月1日付をもって新たに監査役に就任いたしました。なお、任期は当社定款第30条第2項のとおり退任した監査役藤田嘉彦氏の任期の満了すべき時までであります。
3. 監査役梶江靖史氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に昭和44年4月から平成10年4月まで在籍し融資課長および支店長を歴任しており、企業分析・融資判断を行っていた経験があるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した監査役

前回の第7期定時株主総会（平成18年11月28日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた監査役で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および他の法人等の代表状況等	退任日
監査役	藤田嘉彦		平成19年6月30日

(注) 監査役藤田嘉彦氏は、辞任による退任であります。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	175百万円
監 査 役	4名	14百万円
(内、社外監査役)	(2名)	(7百万円)
合 計	8名	189百万円

- (注) 1. 取締役の報酬支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 報酬限度額は、取締役が月額200万円、監査役が月額300万円であります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役津田尚廣氏は、東洋シャッター株式会社および株式会社大林組の社外監査役であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (32回開催)		監査役会 (11回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 津田尚廣	23回	71%	9回	81%
監査役 相場中行	21回	84%	7回	87%

- (注) 監査役相場中行氏の出席率は、平成18年11月28日定時株主総会による就任後に開催されました、取締役会25回および監査役会8回をもとに算出しております。

ロ. 取締役会における発言状況

監査役津田尚廣氏および 監査役相場中行氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地から発言を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第25条第2項および第35条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役ならびに社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

なお、当事業年度末において社外監査役との間で、当該契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の監査法人の名称 監査法人トーマツ

② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務のほかに、財務報告に係る内部統制報告制度に関する指導および助言業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、当社の取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスガイドブックにおいてコンプライアンスの基本原則を定め、コンプライアンス規程に従い、役員および使用人の法令・定款の遵守を引き続き徹底していく。役員および使用人の法令・定款の遵守については、取締役管理本部長を中心に、弁護士等の外部有識者を委員として加えたコンプライアンス委員会が、専任部署としての法務/コンプライアンスグループとの連携を通じて、コンプライアンスに必要な施策の策定、実施および監督を行っている。コンプライアンス委員会は、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・マニュアルを制定してその周知徹底を行うとともに、毎年コンプライアンス・プログラム(役職員の研修計画やコンプライアンス・マニュアルの整備計画等)を決定し、必要な施策を実施する。なお、コンプライアンス・マニュアルは法令の改廃その他社会情勢の変動に応じ、適宜適切に改訂される。コンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会の構成員は、速やかにコンプライアンス委員会に付議することとし、コンプライアンス委員会は、具体的な処分・再発防止策等を取締役に答申することとする。また、当社では、コンプライアンス委員会または社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する内部通報制度を定めているところ、必要な施策を随時実施することでその積極的な利用を促し、コンプライアンス上の問題に関する情報収集に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要文書(重要な電磁的記録を含む。)は、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で所定の年数、保存および管理する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、保存期間の満了した重要文書は、原則として破棄ないし焼却する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の発生を予防するための情報の収集および分析ならびに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理に関する規定を設け、リスクカテゴリーごとにリスク管理の担当部署を定めそれぞれの個別のリスクの管理を行うとともに、取締役会および担当部署が当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定め、あるいは既存の規程等を見直す。取締役会は、取締役会規則に基づき、毎月1回開催されるほか、必要に応じ適宜臨時に開催される。また、重要な経営方針および経営計画等については、原則毎週1回開催されるエグゼクティブコミティーやその他当社取締役会の決議によって設置される適切な機関において事前に審議を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの責任者およびその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関連会社管理規程に従い、当該規程に基づいて管理担当者がグループ各社の経営管理を適正に行う。内部監査室は、関連部門と連携・分担し、それらを統括しつつ、当社グループ各社に対する日常的監視および定期的な内部監査を行う。

また、コンプライアンス委員会はグループ各社におけるコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、およびその浸透に努めるほか、コンプライアンス委員会または社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する当社グループ各社従業員等からの内部通報制度を整備する。取締役会は、グループ各社が適切な内部統制システムの整備をするよう指導し、グループ各社の業務の状況に関する報告を受け、グループ各社に対する管理・指導を適切に実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で、補助使用人ないし補助機関等を設置する。

また、当該使用人の人事に関する事項については、取締役と監査役会の協議により決定する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見

したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告する。また、監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項およびコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。

内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査役会への報告も行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会における各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低限年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

平成18年11月28日開催の第7期定時株主総会において、ご承認頂きました「当社株式の大量取得行為への対応策導入」の概要につきましては、本株主総会の終結の時をもって効力を失うこととなりますため、改めてお諮りさせて頂いていただきますので、株主総会参考書類の第6号議案「当社株式の大量取得行為への対応策導入の件」をご参照願います。

連結貸借対照表

(平成19年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	60,470	流 動 負 債	21,665
現金及び預金	16,694	短期借入金	6,630
売掛金	472	1年以内返済予定長期借入金	7,091
たな卸資産	41,252	1年以内償還予定社債	5,423
繰延税金資産	703	未払法人税等	327
その他	1,355	その他	2,193
貸倒引当金	△7		
固 定 資 産	11,630	固 定 負 債	17,229
有 形 固 定 資 産	6,124	社 債	1,970
建物及び構築物	4,625	長期借入金	13,055
土地	1,180	預り保証金	1,622
建設仮勘定	42	その他	581
その他	275		
無 形 固 定 資 産	1,690	負 債 合 計	38,895
ソフトウェア	549	純 資 産 の 部	
その他	1,141	株 主 資 本	32,204
投 資 其 他 の 資 産	3,815	資 本 金	13,889
投資有価証券	919	資本剰余金	13,520
長期営業目的 投資有価証券	150	利益剰余金	4,795
繰延税金資産	577	自 己 株 式	△0
差入保証金	1,147	少 数 株 主 持 分	1,001
その他	1,078	純 資 産 合 計	33,205
貸倒引当金	△58		
資 産 合 計	72,101	負 債 純 資 産 合 計	72,101

連結損益計算書

(自 平成18年 9月 1日)
(至 平成19年 8月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		53,404
売 上 原 価		43,350
売 上 総 利 益		10,054
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,594
営 業 利 益		5,459
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37	
受 取 手 数 料	74	
消 費 税 等 免 税 益	36	
そ の 他	36	183
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,066	
支 払 手 数 料	317	
そ の 他	101	1,485
経 常 利 益		4,158
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	285	
匿 名 組 合 清 算 益	173	
そ の 他	17	476
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	638	
固 定 資 産 除 却 損	111	
減 損 損 失	329	
そ の 他	7	1,086
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,548
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,901	
法 人 税 等 調 整 額	△1,722	1,179
少 数 株 主 利 益		68
当 期 純 利 益		2,301

連結株主資本等変動計算書

（自 平成18年 9月 1日）
（至 平成19年 8月 31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	少数株主持分	純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成18年8月31日残高	13,866	13,497	2,842	△0	30,205	△173	302	30,334
連結会計年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	23	23			46			46
剰余金の配当			△369		△369			△369
当期純利益			2,301		2,301			2,301
自己株式の処分			△0	0	—			—
そ の 他			20		20			20
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						173	698	872
連結会計年度中の変動額合計	23	23	1,952	0	1,998	173	698	2,870
平成19年8月31日残高	13,889	13,520	4,795	△0	32,204	—	1,001	33,205

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

(2) 連結子会社の名称

(株)アイディーユープラス

(株)マザーズオークションカンパニー

(株)マザーズオークション

(株)マザーズDD

(株)D r e s s

タファン・レッド(有)

M a t i k o F i e l d 特定目的会社

久井屋興産(株)

(有)ワイビーコーポレーション

(有)熊本N i g h t B l u e s

(有)宝塚B l u e s

(株)エヌ・プロパティーズ

(有)パイン・インベストメント

(有)レオ・プロパティ

有限責任事業組合D－B I R T H

(株)マザーズ・ローン・サービス

(株)エムエービー

(株)天正屋に係る匿名組合

(有)E V E N

シェイプ・スター・ファンド合同会社に係る匿名組合

なお、(株)アイディーユービービービーは平成19年1月1日付で(株)アイディーユープラスに商号変更しております。

(株)マザーズ・ローン・サービスについては当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで持分法適用関連会社を含めていた(株)エムエービーについては、当社が全株式を取得したため連結子会社になっております。

(株)天正屋に係る匿名組合、(有)E V E Nおよびシェイプ・スター・ファンド合同会社に係る匿名組合については、当連結会計年度に当社が出資したため、連結の範囲に含めております。

(有)ワイビーコーポレーションは、連結子会社である(株)アイディーユープラスを存続会社として、平成19年5月11日に合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 3社
- (2) 持分法を適用した関連会社の名称
 - (株)マザーズエスクロー
 - (有)ノースナイン
 - コンストラクションインベストメントマネジャーズ(株)

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、一部の建物附属設備については建物の定期借家契約期間に基づく定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～41年

工具、器具及び備品 4年～10年

（会計方針の変更）

当社および連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物の定期借家契約期間に基づく定額法を採用している一部の建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ対象およびヘッジ手段…借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。

③ ヘッジ方針……………財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法……………特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① コンサルティング収入の売上計上基準

……………売上高のうち、投資アドバイザーおよびアセットコンサルティング等のコンサルティング収入については、原則として役務提供割合基準（進行基準）を適用しております。

また、上記コンサルティング収入以外のその他の収入については役務提供完了基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、固定資産に係るものも含め、期間費用として処理しております。

③ 匿名組合出資金の会計処理…イ) 貸借対照表の表示

当社は匿名組合出資を行っており、不動産ファンド等から生じる営業上の出資金のうち、旧証券取引法上の有価証券とみなされるものについては、流動資産の「短期営業目的有価証券」または投資その他の資産の「長期営業目的投資有価証券」に、それ以外の営業上の出資金を流動資産の「短期営業目的出資金」または投資その他の資産の「長期営業目的出資金」に計上しております。

ロ) 損益区分

営業目的有価証券および出資金から生じる利益または損失は、それぞれ純額で売上高または売上原価に計上しております。また、これに対応して「短期営業目的有価証券」、「長期営業目的投資有価証券」、「短期営業目的出資金」または「長期営業目的出資金」をそれぞれ加減する処理をしております。

4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

6. 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

関連会社である(有)ノースサインは、分譲マンションの開発のため設立された特別目的会社であります。当社は、同社を営業者とする匿名組合に対し資本関係等のない他の1社と共同で50%ずつの匿名組合出資を行っているとともに、将来的に同社で建築された後の分譲マンションを譲り受ける義務を共同匿名組合出資者とともに有している旨の契約を締結しております。なお、同社の平成19年7月末現在の総資産は4,375百万円、借入金は4,028百万円となっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保提供資産および対応債務

① 担保提供資産

現金及び預金	667百万円
たな卸資産	22,600百万円
流動資産(その他)	625百万円
建物及び構築物	4,431百万円
土地	1,180百万円
ソフトウェア	430百万円
無形固定資産(その他)	850百万円
投資有価証券	628百万円
投資その他の資産(その他)	2百万円
計	31,418百万円

② 対応債務

短期借入金	5,100百万円
1年以内返済予定長期借入金	6,791百万円
長期借入金	11,175百万円
計	23,067百万円

上記の他、資産流動化に関する法律第112条の規定に従い、MatikoField特定目的会社の総資産7,374百万円(内たな卸資産6,593百万円)を1年以内償還予定社債5,293百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 664百万円

(3) 偶発債務

以下の会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。

百又開発(株) 35百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	246,033.1株	1,690.0株	0.1株	247,723.0株

(注) 1. 普通株式の増加1,690.0株は新株予約権の権利行使に伴う新株発行による増加であります。

2. 普通株式の減少0.1株は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成18年11月28日開催の第7期定時株主総会において次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 369百万円
- ・1株当たり配当額 1,500円
- ・基準日 平成18年8月31日
- ・効力発生日 平成18年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(予定)

平成19年11月28日開催の第8期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 495百万円
- ・1株当たり配当額 2,000円
- ・基準日 平成19年8月31日
- ・効力発生日 平成19年11月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成15年12月8日 取締役会決議分	平成17年1月18日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,290株	3,330株
新株予約権の残高	3,290個	3,330個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	130,001円87銭
1株当たり当期純利益	9,327円84銭

(重要な後発事象に関する注記)

平成19年9月21日に白石興産株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 子会社の概要

- ① 商 号: 白石興産株式会社
- ② 事 業 内 容: 不動産の売買および賃貸借、不動産の管理運営
- ③ 事業規模 (平成19年3月期)
 - : 売上高 2,257百万円
 - 資本金 400百万円
 - 総資産 4,380百万円
- ④ 当 社 と の 関 係: 当社との人的関係はございません。

(2) 株式の取得先

株式会社白石 648,785株 (所有割合100%)

(3) 取得株式数、取得価額および取得後の所有株式数

- ① 取 得 株 式 数: 648,785株
- ② 取 得 価 額: 1,320百万円
- ③ 取得後の所有株式数: 648,785株 (所有割合100%)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年10月19日

株式会社アイディーユー

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丹 治 茂 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 美 馬 和 実 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイディーユーの平成18年9月1日から平成19年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイディーユー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第8期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年10月25日

株式会社アイディーユー 監査役会

常勤監査役 梶 江 靖 史 ㊟

監 査 役 津 田 尚 廣 ㊟

監 査 役 相 場 中 行 ㊟

(注) 監査役津田尚廣及び相場中行は、会社法第2条第1項第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成19年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	33,019	流動負債	11,340
現金及び預金	8,553	短期借入金	6,080
売掛金	416	1年以内返済予定長期借入金	3,790
有価証券	100	1年以内償還予定社債	130
仕掛品	113	未払金	380
仕掛販売用不動産	21,020	未払費用	51
貯蔵品	3	未払法人税等	203
前払費用	72	前受金	34
繰延税金資産	705	預り金	599
関係会社短期貸付金	1,320	その他	69
その他	743	固定負債	6,168
貸倒引当金	△31	社債	120
固定資産	17,231	長期借入金	5,174
有形固定資産	324	圧縮未決算特別勘定	552
建物	167	預り保証金	320
工具、器具及び備品	156	負債合計	17,508
無形固定資産	791	純資産の部	
商標権	11	株主資本	32,741
電話加入権	0	資本金	13,889
ソフトウェア	528	資本剰余金	13,520
その他	250	資本準備金	13,034
投資その他の資産	16,115	その他資本剰余金	486
投資有価証券	864	利益剰余金	5,332
関係会社株式	7,192	その他利益剰余金	5,332
関係会社長期営業目的投資有価証券	3,853	繰越利益剰余金	5,332
出資金	0	自己株式	△0
関係会社出資金	2,400	純資産合計	32,741
関係会社長期営業目的出資金	524	負債純資産合計	50,250
破産更生債権等	116		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	577		
その他	640		
貸倒引当金	△55		
資産合計	50,250		

損 益 計 算 書

(自 平成18年 9月 1日)
(至 平成19年 8月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,562
売 上 原 価		30,514
売 上 総 利 益		7,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,339
営 業 利 益		3,707
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	54	
受 取 手 数 料	74	
そ の 他	25	154
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	584	
支 払 手 数 料	288	
そ の 他	38	911
経 常 利 益		2,950
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	136	
関 係 会 社 清 算 益	404	
匿 名 組 合 清 算 益	173	
そ の 他	17	731
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	111	
減 損 損 失	276	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	638	1,026
税 引 前 当 期 純 利 益		2,656
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,369	
法 人 税 等 調 整 額	△1,007	362
当 期 純 利 益		2,294

株主資本等変動計算書

（自 平成18年 9月 1日）
（至 平成19年 8月 31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
平成18年8月31日残高	13,866	13,011	486	3,407	△0	30,770	△173	30,597
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	23	23				46		46
剰余金の配当				△369		△369		△369
当期純利益				2,294		2,294		2,294
自己株式の処分				△0	0	-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							173	173
事業年度中の変動額合計	23	23	-	1,924	0	1,971	173	2,144
平成19年8月31日残高	13,889	13,034	486	5,332	△0	32,741	-	32,741

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産……………仕掛品・仕掛販売用不動産・貯蔵品

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、一部の建物附属設備については建物の定期借家契約期間に基づく定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

（会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物の定期借家契約期間に基づく定額法を採用している一部の建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ対象およびヘッジ手段…借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。
 - ③ ヘッジ方針……………財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ取引を導入しております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法……………特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

① コンサルティング収入の売上計上基準

……………売上高のうち、投資アドバイザーおよびアセットコンサルティング等のコンサルティング収入については、原則として役務提供割合基準（進行基準）を適用しております。なお、上記コンサルティング収入以外のその他の収入については役務提供完了基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、固定資産に係るものも含め、期間費用として処理しております。

③ 匿名組合出資金の会計処理……………イ) 貸借対照表の表示

当社は匿名組合出資を行っており、不動産ファンド等から生じる営業上の出資金のうち、旧証券取引法上の有価証券とみなされるものについては、流動資産の「短期営業目的有価証券」または投資その他の資産の「長期営業目的投資有価証券」もしくは「関係会社長期営業目的投資有価証券」に、それ以外の営業上の出資金を流動資産の「短期営業目的出資金」または投資その他の資産の「長期営業目的出資金」もしくは「関係会社長期営業目的出資金」に計上しております。

ロ) 損益区分

営業目的有価証券および出資金から生じる利益または損失は、それぞれ純額で売上高または売上原価に計上しております。また、これに対応して「短期営業目的有価証券」、「長期営業目的投資有価証券」、「関係会社長期営業目的投資有価証券」、「短期営業目的出資金」「長期営業目的出資金」または「関係会社長期営業目的出資金」をそれぞれ加減する処理をしております。

(8) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保提供資産および対応債務

① 担保提供資産

現金及び預金	560百万円
仕掛販売用不動産	11,296百万円
商標権	5百万円
ソフトウェア	430百万円
投資有価証券	628百万円
計	12,921百万円

② 対応債務

短期借入金	4,900百万円
1年以内返済予定長期借入金	1,714百万円
長期借入金	3,690百万円
計	10,304百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 285百万円

(3) 偶発債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(株)アイディーユープラス	1,000百万円
(株)Dress	700百万円
(株)マザーズオークションカンパニー	540百万円
(株)マザーズオークション	350百万円

下記の会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。

百又開発(株)	35百万円
---------	-------

下記の関係会社の預り保証金に対し、債務保証を行っております。

(株)アイディーユープラス	92百万円
---------------	-------

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	111百万円
短期金銭債務	29百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,073百万円
売上原価	1,159百万円
営業取引以外の取引高	484百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2.1株	—	0.1株	2.0株

(注) 普通株式の減少0.1株は、自己株式の消却による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	
貸倒引当金	12百万円
未払事業税	51百万円
関係会社清算損	604百万円
その他	37百万円
繰延税金資産合計	705百万円

固定の部

繰延税金資産	
貸倒引当金	22百万円
投資有価証券評価損	257百万円
減損損失	108百万円
匿名組合分配損	137百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	603百万円
評価性引当額	△26百万円
繰延税金資産合計	577百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額
工具、器具及び備品
取得価額相当額 181百万円
減価償却累計額相当額 54百万円
期末残高相当額 126百万円
- ② 未経過リース料期末残高相当額
1年内 37百万円
1年超 94百万円
期末残高相当額 131百万円
- ③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額
支払リース料 41百万円
減価償却費相当額 37百万円
支払利息相当額 5百万円
- ④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ⑤ 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(百万円) (注)3	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱アイディーユープラス	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任 債務保証	資金の貸付(注)1 業務委託料の支払 不動産賃貸料の受取 利息の受取 債務保証(注)2	1,150 751 154 30 1,092	短期貸付金 未払金 — — —	1,200 19 — — —
子会社	㈱マザーズオー クションカンパ ニー	所有 間接100	役員の兼任 債務保証	債務保証(注)2	540	—	—
子会社	㈱Dress	所有 間接40	役員の兼任 債務保証	債務保証(注)2	700	—	—
子会社	タファン・レ ッド	—	匿名組合出資	匿名組合出資分配金	124	営業目的投資 有価証券	1,494
子会社	㈱熊本 NightBlues	所有 直接100	匿名組合出資	匿名組合出資分配金	38	営業目的出 資金	524
子会社	㈱バイン・イン ベストメント	—	匿名組合出資	匿名組合出資分配金	319	営業目的投資 有価証券	1,619
子会社	㈱EVEN	—	匿名組合出資	匿名組合出資金	590	営業目的投資 有価証券	590

取引条件および取引の決定方針等

- (注) 1. ㈱アイディーユープラスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 各子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
3. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	132,172円29銭
1株当たり当期純利益	9,299円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

平成19年9月21日に白石興産株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 子会社の概要

- ① 商 号: 白石興産株式会社
- ② 事業内容: 不動産の売買および賃貸借、不動産の管理運営
- ③ 事業規模 (平成19年3月期)
: 売上高 2,257百万円
資本金 400百万円
総資産 4,380百万円
- ④ 当社との関係: 当社との人的関係はございません。

(2) 株式の取得先

株式会社白石 648,785株 (所有割合100%)

(3) 取得株式数、取得価額および取得後の所有株式数

- ① 取得株式数: 648,785株
- ② 取得価額: 1,320百万円
- ③ 取得後の所有株式数: 648,785株 (所有割合100%)

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年10月19日

株式会社アイディーユー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丹 治 茂 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 美 馬 和 実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイディーユーの平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- a. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- b. 取締役の職務に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- c. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- d. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年10月25日

株式会社アイディーユー 監査役会

常勤監査役 梶 江 靖 史 ㊞

監 査 役 津 田 尚 廣 ㊞

監 査 役 相 場 中 行 ㊞

(注) 監査役津田尚廣及び相場中行は、会社法第2条第1項16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当1,500円に加え、「MOTHER'S AUCTION」が社団法人全国宅地建物取引業協会連合会より「全宅連公認不動産インターネットオークション」として第1号の公認を取得することができたことを記念した記念配当500円を付加して、1株につき2,000円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2,000円

普通配当	1,500円
記念配当	500円

総額495,442,000円といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年11月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（その1）

1. 変更の理由

当会社事業の多様化と平成19年9月30日に施行された金融商品取引法に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加および削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ㄱ (条文省略)	1. ㄱ (現行どおり)
11.	11.
<u>12. 投資顧問業</u>	<u>12. 金融商品取引業</u>
13. ㄱ (条文省略)	13. ㄱ (現行どおり)
14.	14. (削 除)
<u>15. 投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務および投資信託業務、ならびに投資法人の設立企画人としての業務</u>	
16. 不動産特定共同事業法に基づく事業	15. (現行どおり)
17. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理	16. (現行どおり)
18. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかる業務	17. (現行どおり)
<u>19. 不動産証券化商品、債権、有価証券、金融資産に関する調査および投資</u>	(削 除)
20. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務	18. (現行どおり)
21. 結婚式場の企画・運営・管理およびコンサルティング	19. (現行どおり)
22. ホテル・旅館の企画・運営・管理およびコンサルティング	20. (現行どおり)
23. ゴルフ場の企画・運営・管理およびコンサルティング	21. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
24. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務	22. (現行どおり)
25. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務	23. (現行どおり)
26. 博物館、科学館、美術館、ギャラリー、図書館、資料館、多目的ホールの経営、企画・運営・管理ならびにそれらに関するコンサルティング (新 設)	24. (現行どおり)
(新 設)	25. <u>飲食店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
(新 設)	26. <u>物販店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
	27. <u>家具の企画・製作および家具店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
27. (条文省略)	28. (現行どおり)

第3号議案 定款一部変更の件 (その2)

1. 変更の理由

(1) 当社は、本議案および第6号議案をご承認いただけることを条件として、当社の企業価値が毀損されることおよび株主様共同の利益が害されることを未然に防止することを目的とした「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」を導入する予定としております。

しかしながら、これに基づく対抗措置を実際に発動した場合には、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そのため、株主の皆様を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入を株主総会決議事項とすべく変更案第17条（当会社の株式の大量取得行為に関する対応策）の導入を新設するものであります。

(2) 上記買収防衛策に基づく対抗措置の実効性を確保することを目的として、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

(3) 条文の新設に伴い、現行定款第17条以降を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>540,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数) 第17条 〃 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第41条</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>990,000株</u>とする。</p> <p><u>(当社の株式の大量取得行為に関する対応策)</u> 第17条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</p> <p>② 前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず<u>に新株または新株予約権の発行を行うこと等により、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収に関する対応策（新株または新株予約権の発行または無償割当てを含む。）の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>(員数) 第18条 〃 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第42条</p>

第4号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を新たにご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
北見良嗣 (昭和27年9月9日生)	昭和51年4月 日本銀行入行 平成7年7月 預金保険機構預金保険部次長 平成10年10月 日本銀行考査局考査役 平成11年7月 北海道大学大学院法学研究科教授 平成13年10月 日本銀行金融研究所 平成14年4月 広島大学法学部教授 平成16年4月 日本銀行考査局 平成17年4月 帝京大学法学部法律学科教授 (現任)	－株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北見良嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
北見良嗣氏は、学識経験者として、民法を中心に高い見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
4. 北見良嗣氏とは、会社法第427条第1項および当社定款第25条第2項に基づく責任限定契約を締結する予定です。責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とするものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年11月25日開催の第6期定時株主総会において、月額20,000千円以内とご承認いただき現在に至っております。

今後の報酬額につきましては、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は現在4名ですが、1名増員され合計で5名となること、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを勘案させていただき、取締役報酬額を月額30,000千円以内(内社外取締役分1,000千円以内)とすることにつきまして、ご承認願いたいと存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為への対応策導入の件

第3号議案「定款一部変更の件（その2）」が、株主の皆様へ承認可決されることを条件として、承認可決後の当社定款第17条の定めに基づき、当社株式の大量取得行為への対応策（以下「本プラン」といいます）の導入につき、株主の皆様のご承認をお願い申しあげます。

なお、本プランの導入は、当社の企業価値が毀損されることおよび株主様共同の利益が害されることを未然に防止することを目的としており、この概要は以下のとおりとなります。

当社は、昨年11月に開催された定時株主総会における第6号議案にて、ご出席の株主様より「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入」をご承認いただいておりますが、この対応策については、本株主総会の終結の時をもって効力を失うことから、あらためて株主の皆様のご承認をお願い申しあげます。

なお、当社は、本日現在、当社株式の大量取得行為に伴う提案等を一切受けていないことをあらかじめ表明いたします。

1. 本株主総会において付議する事項について

当社は、下記の議案が本株主総会でご承認いただけることを条件として、本プランを導入するものとします。

- (1) 株主総会の決議により当社株式の大量取得行為への対応策の導入を決定できるとする定款変更議案（後記「3. 本プラン導入に係る定款変更議案について」をご参照ください）
- (2) 当社の発行可能株式総数を99万株とする定款変更議案（後記「3. 本プランの導入に係る定款変更議案について」をご参照ください）
- (3) 変更された定款に基づき本プランを導入するための議案（後記「4. 本プランの導入に係る議案」をご参照ください）

2. 本プランの導入の目的と必要性について

- (1) 当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に関する取り組みについて

当社は、平成11年6月の日本における不動産オークションの解禁を受け、オークションの持つ「透明性」「公平性」「経済合理性」に基づき取引をすることで、新しいマーケットを創出するために、平成11年9月にインターネットを活用した不動産オークション「MOTHER'S AUCTION」の開設を目的として設立されました。

当社は、「日本の不動産市場を完全化することにより、売主、買主が安心できるマーケットを創出する」ことをテーマとして、不動産流通の世界に革

命を起こすことにより、不動産流通システムとして日本における新たなデファクトスタンダードの確立を目指し、社会インフラと呼ぶうるマーケットを創造することを企業理念としています。

また、当社では、インターネットでの市場開拓やアライアンスの強化を通じ、不動産オークションマーケットの優位性をもって、優良物件をいち早く提供することにより、継続的な成長を達成し、企業価値の増大を目指しております。

一方で、不動産インターネットオークション市場そのものが黎明期から本格普及期に移行し、様々な業種からの新規参入が相次いでいますが、当社では、平成19年6月11日、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（所在：東京都千代田区 会長：藤田和夫、以下、全宅連）より「全宅連公認不動産インターネットオークション」として第1号の公認を取得いたしました。

全宅連は、47都道府県の社団法人宅地建物取引業協会によって構成されており、全国の宅地建物取引業者130,457事業者（平成18年/財団法人不動産適正取引推進機構調査）のうち、106,882事業者（平成19年4月1日現在）から組織される国内最大の業界団体です。

この「公認」は、「MOTHER'S AUCTION」を社会インフラとも言えるデファクトスタンダードにするという当社の企業理念の実現を大きく推進させるものであり、当社は、これらのご信任をベースとして継続的な成長を目指しています。

当社では、継続的な成長を目指すため、引き続き以下の戦略を遂行していきます。

- ① オークションを利用する参加者の獲得
- ② 安定的な物件量の確保と良質な物件の供給
- ③ 良質なサービスの提供

具体的には、全国の不動産事業者に「MOTHER'S AUCTION」の利用を普及させていくために平成17年9月設立した子会社「株式会社マザーズオークション」が行っている、全国の不動産事業者に対する「MOTHER'S AUCTION」の効率的な利用法のコンサルティングによる加盟店の獲得・維持、ディベロッパー、金融機関、サービサー、税理士、公認会計士ネットワーク等との提携の強化による「MOTHER'S AUCTION」への安定的な物件量の供給、不動産インターネットオークションにおけるブランド力の向上、不動産取引の信用を確保するために、デューディリジェンス（対象不動産の調査・評価）、エスクロー（契約・決済・登記等のサポート）という2つのサービスの良質化などに当社では着実に取り組んでいます。

当社では、これらの戦略の遂行により、社会インフラとしての「MOTHER'S AUCTION」の信用と利便性を向上させ、企業価値、ひいては株主様共同の利益の確保と向上に着実に取り組んでいます。

(2) 本プランの導入の必要性

このように、当社は、企業価値・株主様共同の利益を確保・向上させるため、中期的視野に立って事業の拡大・強化、戦略を遂行しており、全宅連の「公認」などにより、「MOTHER'S AUCTION」の社会インフラとしての認知も獲得しつつあります。今後も、経営計画に沿った事業の拡大・強化を着実に進めていく所存です。

しかし、最近のわが国における資本市場では、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、上場会社として、当社株式の自由な売買が認められている以上、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありませんし、会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主様全体の意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値・株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収対象会社の取締役会や株主様が株式の大量買付等について検討し、あるいは買収対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、買収対象会社の企業価値・株主様共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社の企業価値・株主様共同の利益を確保・向上させる上で必要不可欠な、従業員、お取引先様、お客様、地域社会等との関係を破壊するなど、このような買付自体が、当社の企業価値・株主様共同の利益を毀損するといった場合もあります。

現在、当社が具体的に、上記にあるような不適切な買付の脅威に直面している事実はありません。しかし、当社においては、特定株主が少なく、個人を中心とした少数保有の株主様の比率が非常に高い状況にあります。また、上記のとおり、当社が行っている不動産インターネットオークション事業は、他社に先駆けて構築してきた新たな事業であり、現時点では全宅連より公認を受けた唯一の「公認不動産オークションサイト」であることから、当社が保有している独自のノウハウ等の取得、および当社の戦略投資事業により取得した当社保有の優良不動産等の取得を目的に、上記にあるような不適切な買付がなされる可能性があります。

当社取締役会は、上記のような諸事情を鑑み、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組んでいくことにより、当社株主様共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値・株主様共同の利益に反する買付行為を抑止するために必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で上記「1. 本株主総会において付議する事項について」記載の各議案につきまして、株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

3. 本プランの導入に係る定款変更議案について

(1) 定款変更議案<新設> 1 (本対応策の導入を株主総会決議事項とすることについて)

当社は、定款第17条に下記条項を新設する定款変更議案を本株主総会に付議します。

(当会社の株式の大量取得行為に関する対応策)

第17条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策をその決議により定めることができる。

- ② 前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により、当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収に関する対応策（新株または新株予約権の発行または無償割当てを含む。）の具体的内容を決定することをいう。

(2) 定款変更議案 2 (発行可能株式総数の変更について)

当社は、定款第6条を下記のとおり変更する定款変更議案を本株主総会に付議します。

(発行可能株式総数)

<現行定款> 第6条 当会社の発行可能株式総数は、540,000株とする。

(発行可能株式総数)

<変更案> 第6条 当会社の発行可能株式総数は、990,000株とする。

4. 本プランの導入に係る議案

当社は、上記定款変更議案について、第8期事業年度に係る定時株主総会においてご承認が得られることを条件として、本プランの内容を下記のとおりとする旨の議案を本株主総会に付議します。

記

【本プランの概要】（詳細は、後記【本プランの詳細】をご覧ください）

(1) 目的

本プランは、当社株券等の大量取得行為が開始された場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保すること、および当社が当該大量取得行為者（買収者）との交渉の機会を確保することによって、当社の企業価値・株主様共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 本プランにおける当社株券等の買付手続

本プランは、取得方法の如何を問わず、当社株式の議決権割合の20%以上を買収しようとする者が現れた場合において、買収者に対し、必要な情報の提供、時間の確保を求めるなど、上記の目的を達するために必要な買付手続を定めるものです。

(3) 本プランの発動

買収者が、以下のいずれかに該当する場合（詳細は、【本プランの詳細】(5)をご覧ください）、当社は、当該買収者が行使できないとの行使条件、および当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主様に対し、無償で割当てます。

- ① 買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買収を実施する場合
- ② 当社の企業価値・株主様共同の利益を侵害するおそれがあると認められる場合等

(4) 本プラン発動に際しての外部独立委員会の判断

本プラン発動等の判断については、取締役による恣意的な判断を排除するため、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて、透明性を確保しています。

【本プランの詳細】

(1) 本プランの適用対象となる買付等

本プランの適用対象となる買付は、下記①または②に該当する買付、または買付の提案等（以下「買付等」といいます）がなされる場合とします。

買付等の実施者（以下「買付者等」といいます）には、あらかじめ本プランに定められる手順を遵守していただくこととします。

① 当社が発行者である株券等^{注1}につき、保有者^{注2}の株券等保有割合^{注3}が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等^{注4}について、公開買付^{注5}に係る株券等所有割合^{注6}およびその特別関係者^{注7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1 金融商品取引法第27条の23第1項の定義のとおりとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項および第3項の定義のとおりとします。また、独立委員会が保有者に該当すると認められた者も含まれます。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項の定義のとおりとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項の定義のとおりとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義のとおりとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義のとおりとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義のとおりとします。また、独立委員会がこれに該当すると認められた者も含まれます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行前に、以下に定める情報（以下「買付必要情報」といいます）、および本プランに定める手順を遵守する旨の誓約書を当社の定める書式により、当社取締役会、および独立委員会に対して、提出していただくこととします。

① 買付者等、およびそのグループ（共同保有者^{注1}、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、事業内容、設立準拠法、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます）

注1 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者、およびこれらに該当すると独立委員会が認められた者を含みます。

② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます）

- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じると予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤ 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、お取引先様、お客様、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、対応方針
- ⑦ 買付等の後において、当社グループの経営に必要なとなる許認可維持の可能性および各種業法等の規制遵守の可能性
- ⑧ その他、買付説明書提出の時点において、独立委員会が本プランの発動・不発動を判断するにあたり必要と認める、上記①～⑦を補足する情報

買付者等が、当社取締役会および独立委員会に買付必要情報を提出した後であっても、独立委員会が買付必要情報の内容が不十分と判断した場合、買付者等に対し、回答期限（原則30日を上限とします）を定めた上、追加して情報を提供するよう求めることがあります。

また、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したと認める場合には、継続して買付必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対し、本プランの発動を勧告します。

なお、買付必要情報および追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(3) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付必要情報、および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、最大で30日を上限とする合理的な回答期限を定めた上、適正な比較検討と判断をするための客観的な判断材料として、買付者等による買付等の内容に対する意見、およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等、および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの十分な情報を受領してから原則として最長60日間が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等の比較検討等、および当社取締役会の提示する代替案の検討を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または買付等の内容もしくは当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、自らまたは当社取締役会等を通して、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとします。

③ 株主の皆様に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通して、買付者等から提供情報が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨、および提供情報その他の情報を独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行い、当社取締役会は、この情報開示につき、何ら変更・修正することはありません。ただし、独立委員会の判断により、機密情報に該当する等の理由で、情報を開示しない場合があります。

なお、独立委員会が株主の皆様へ情報開示する際は、すべて本項の原則に従います。

(4) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①～③のいずれかの勧告等をした場合、独立委員会は、当該勧告等の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項について、すみやかに情報を開示します。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付が、下記「(5)本新株予約権の無償割当て実施の要件」に該当するとして、本プランにおける新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合、独立委員会検討期間中、または終了後ただちに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生までの間は、これを中止すべき旨のまたは効力発生以降本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- 1) 当該無償割当ての勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- 2) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(5)本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することまたは本新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

なお、この場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主様、および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(5)本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間中、あるいは独立委員会検討期間終了後すみやかに当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告ができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合、独立委員

会は、その理由を示した上、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との交渉・代替案の作成等に必要とされる範囲内（原則として30日を上限とします）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（当該期間延長後、再度の期間延長を行う場合においても同様の手続によるものとします）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に係る決議を行います。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示します。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当て実施の要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)【本プランの詳細】④「取締役会の決議」により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「(4)独立委員会の勧告」のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合（買付必要情報、その他本プランにおいて買付者等が提供を求められる情報の提供が不十分であると独立委員会が判断した場合において、同委員会による不足する情報の提供の要請に買付者等が合理的な理由なく応じない場合を含む）
- ② 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - 1) 株券等を買占め、その株券等を当社に対し、高値で買取るよう要求する行為
 - 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高
額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせる
か、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二
段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等
の株式買付を行うことをいいます）等株主様に株券等の売却を事実上強要
するおそれのある買付等である場合
- ④ 前各号の他、当社の企業価値・株主様共同の利益が、前各号に該当する
買付等による場合と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが、客
観的かつ合理的に推認できる場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動
しなければ、当社の企業価値・株主様共同の利益の毀損を回避することが
不可能または困難であると認められる買付等である場合

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のと
おりです。

① 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権
無償割当て決議」といいます）において定める一定の日（以下「割当期日」
といいます）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載ま
たは記録された当社以外の株主様とし、その保有株式1株につき下記「④
割当てる新株予約権の総数」に基づき当社取締役会が定める総数によって
定まる個数の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

② 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権
1個当たりの目的である株式の数は、1株とします。ただし、当社が株式
分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力が生ずる日

本新株予約権の無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

④ 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、750,000個を上限として、取締役会が定め
る数とします。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を
超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権を割当てることがあります。

⑤ 新株予約権の払い込み金額

無償とします。

- ⑥ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円とします。
- ⑦ 本新株予約権の行使期間
本新株予約権の無償割当て決議において当社取締役会が定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます）とし、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。
ただし、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。
また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- ⑧ 本新株予約権の行使条件
1) 買付者等^{注1} 2) 買付者等の共同保有者もしくは特別関係者もしくは
3) 上記1) もしくは2) 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、4) 上記1)～3) に該当する者の関連者^{注2}（以下「非適格者」と総称します）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑩の取得の対象となります。
注1 買付者等が4. 【本プランの詳細】(1)の①に該当する類型の買付等の実施者である場合には、原則として、その株券等保有割合が20%以上である場合に限ります。
注2 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- ⑨ 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ⑩ 当社による本新株予約権の取得
1) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または一部を取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあります。

2) 前項に定める取得条項を付す場合には、イ) 非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引き換えに当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につきあらかじめ定める数の当社普通株式（以下「交付株式」といいます）を交付し、ロ) 非適格者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引き換えに当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における相当な価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる行使条件等が異なった新たな新株予約権を交付する旨の定めを設けることができるものとします。

⑪ 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、法令の新設または改廃により、本プランに定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) 本プランの導入手続

本プランは、上記「3. 本プランの導入に係る定款変更議案について」に記載の議案および本プランの導入に係る議案が、第 8 期事業年度に係る定時株主総会において、株主様のご承認が得られることを効力発生条件としています。

(9) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断機関として、独立委員会を設置します（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙「独立委員会の概要」のとおりです）。実際に買付等がなされる場合には、上記に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主様の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします。

(10) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます）は、第 8 期事業年度に係る定時株主総会終了後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主様に不利益を与えない場合等を含みます）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実およびその内容その他の事項について、すみやかに情報開示します。

5. 本プランの合理性

当社は、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し、取り入れることにより、本プランが、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保、向上といった目的に合致するものであり、当社経営陣の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主様共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しています。

(2) 株主意思の反映、重視

本プランは、第8期事業年度に係る定時株主総会に議案としてお諮りし、出席株主様のご承認が得られることを効力発生条件としています。

また、本プランの有効期限は、原則として来年11月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしますので、定時株主総会毎に株主の皆様の意思を反映させることが可能です。

なお、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

したがって、本プランの存廃は株主の皆様のご意向が反映されるものとなっています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主様の共同の利益の維持・向上の観点から、実質的な判断を客観的に行う機関として、独立

委員会を設置します。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示することとしており、本プランの運営は、透明性をもって行われます。

なお、独立委員会の委員につきましては、決定次第、株主の皆様へ氏名および経歴を情報開示します。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みとなっています。

(5) 独立委員会による第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用でもって、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性、客観性は、より一層強く担保されると言えます。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記記載のとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランの発動時に株主の皆様へ与える影響

本プラン発動時においては、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき上記「4. (6) 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載の「④割当ての新株予約権の総数」に基づき当社取締役会が定める総数によって定まる個数の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

もし、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に所定の行使価額相当の金銭の払い込み、その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様へ必要となる手続」における本新株予約権の行使手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。また、上記【本プランの詳細】(6)⑧に記載してお

りますとおり、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者の株主の皆様につきましては、本新株予約権を行使することができないとの行使条件が付されていますので、結果として、行使手続を経ない株主の皆様と同様にその保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、本新株予約権に取得条項が付された場合には、これに基づき、下記「(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」に記載する手続に従って、当社が本新株予約権を取得し、非適格者以外の株主の皆様にはそれと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。

当社がこのような取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、または効力発生後行使期間が開始するまでの間は本新株予約権の全部を無償にて取得する場合があります。

そのため、割当期日以後に、本新株予約権の無償割当中止、または当社による無償取得がなされた場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主様および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告します。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれては、すみやかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、本新株予約権に取得条項が付された場合には、これに基づき、法定の手続に従い、本新株予約権を取得し、非適格者以外の株主の皆様にはそれと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として当社普通株式1株の交付を受けることとなります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会の概要

1. 独立委員会の設置および委員の選任・任期等

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役、または当社の取締役会から独立している有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。

ただし、有識者は、実績ある会社経営者、不動産業務または投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・社外取締役または社外監査役である独立委員会委員が、当社の業務執行を行うことになった場合等、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件を満たさなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

2. 独立委員会による決定・勧告

- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容につき、理由を付して、当社取締役会に対し勧告する。

- (1) 本プランに定める新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
- (2) 本プランに定める新株予約権の無償割当ての中止もしくは新株予約権の無償取得
- (3) 本プランの廃止または変更
- (4) 本プラン以外の買収防衛策の導入
- (5) 独立委員会検討期間の延長
- (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

なお、独立委員会の各委員および当社取締役会は、決定にあたっては、当社の企業価値・株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
- (2) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、およびその回答期限の決定
- (3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (4) 買付者等との交渉・協議
- (5) 代替案の提出の要請・代替案の検討および提示
- (6) 本プランの修正または変更に係る承認
- (7) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (8) 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

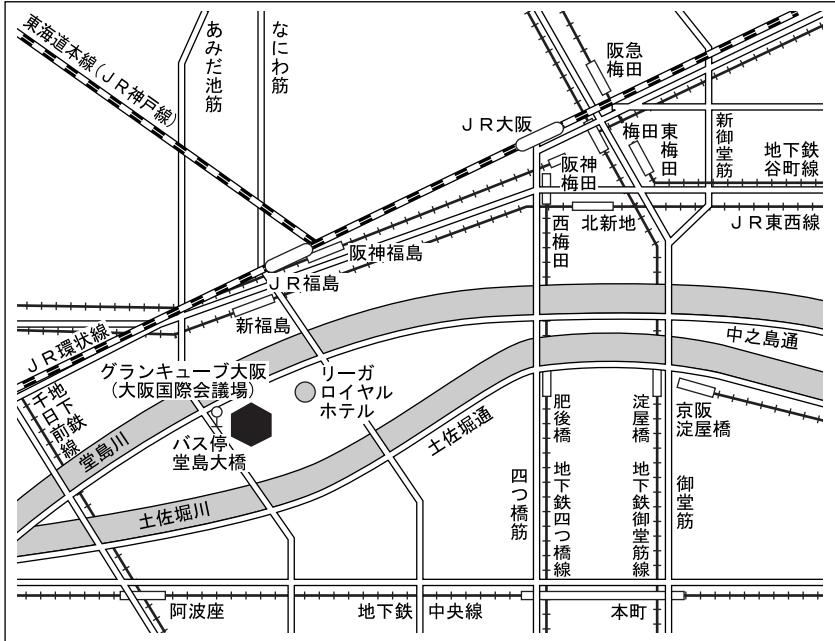
3. 独立委員会のその他の権限

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付必要情報の内容が不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。
- ・独立委員会は、買付者等から前項による追加情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見、およびその根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主様共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会による代替案を株主様に提示する。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島五丁目 3 番51号
グランキューブ大阪（大阪国際会議場）12階
特別会議場
T E L 06-4803-5555（代表）



(交通のご案内)

- JR「大阪駅」駅前バスターミナルから、大阪市バス（53系統 船津橋行）または（55系統 鶴町四行）で約15分「堂島大橋」バス停下車すぐ
- JR大阪環状線「福島駅」から 徒歩約10分
- JR東西線「新福島駅」（2番出口）から 徒歩約10分
- 阪神電鉄「福島駅」から 徒歩約10分
- 大阪市営地下鉄「阿波座駅」（中央線1号出口・千日前線9号出口）から 徒歩約10分

※なお、駐車場のご準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。